

群馬県立女子大学附属図書館運営委員会規程

(設置)

第1条 群馬県立女子大学附属図書館の運営と利用に関する事項を審議するため、附属図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属図書館長（以下「館長」という。）
- (2) 文学部選出の教員 各学科 1人
- (3) 国際コミュニケーション学部選出の教員 2人
- (4) 事務局職員 1人

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、館長をもってあてる。

2 委員長は委員会を招集し、その会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 第2条第2号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議の定足数)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。

(議決の方法)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数により決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

(審議事項)

第7条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 附属図書館の運営と利用に関する事項
- (2) 附属図書館の運営と利用に関する諸規定に関する事項
- (3) 購入資料の選定及び調整に関する事項
- (4) 紀要に関する事項
- (5) その他図書館の運営と利用に関して館長が必要と認める事項

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、関係教職員の出席を求めることが

できる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、会計図書係で処理する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和6年4月1日から施行する。